

東京都市計画公園（大田第2・3・34号貴船堀公園）の変更
（大田区決定）について

【説明資料】

<p>1 趣旨及び経緯</p>	<p>大田区は、大田区10か年基本計画「おおた未来プラン10年」が平成30年度に終了し、現在「新おおた重点プログラム」において施策を進めている。「新おおた重点プログラム」においては、区内のみどりの総合的な機能拡充を図り、「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づく優先整備区域の早期整備や、新たなみどりの拠点となる公園・緑地の整備を進めることとしている。</p> <p>また、大田区都市計画マスタープラン（令和4年3月）では、区民の生活環境の向上や、都市の魅力向上に加えて、区民のレクリエーション、健康増進、子育て支援、生物多様性確保などを支えるため、水と緑のネットワークづくりが求められているとしている。</p> <p>更に、大田区緑の基本計画「グリーンプランおおた」（平成23年3月策定、平成28年3月中間見直し）においては、みどり豊かな住環境を保ち続けられるみどりのまちづくりを推進することとしている。</p> <p>大田区の大森地域に位置する貴船堀公園は、計画面積約0.28ヘクタールの都市計画公園である。本公園は遊具コーナー・散策路・トイレ等を整備した街区公園であり、地域内のみどりをつなぐネットワークづくりを進めるため、既存緑道の魅力アップを行う対象として挙げられている。</p> <p>本区域は、現在貴船堀公園、貴船堀緑地、貴船児童公園等に分かれて供用されているが、市街地の中で内陸から海へと続くみどりのネットワークとして、区民の散策、憩いの場、防災用経路として一体的な活用が図られる区域である。</p> <p>こうしたことから、みどりのネットワークづくりを一層推進するため、都市計画公園の配置保全について検討した結果、約0.85ヘクタールの本区域を拡張する都市計画変更をしようとするものである。</p> <p>なお、本案件は都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第3項の協議について、東京都より意見なしの回答を得ている。</p>	<p>○都市計画の経緯 昭和44年5月20日 当初決定 建設省告示第2686号</p> <p>○令和4年9月2日付 4都市政緑第307号</p>
-----------------	---	--